

（即後以條崎俊次君登壇）

。即後（以條崎俊次君）議案第七十六号福生市、市の花の制定について説明を申しあげます。

本件につきましては本年二月の定例議会に於きまして福生市、市の花選定審議会条例のご議決をいただきまして、この条例に基きましてさつじん会として植物についての知識経験を有する方々を、具体的に申しますと議会側推せんの方、川崎治、川崎清（両議員）、小中中学校長の代表、植物学を専攻する中学校的先生、苗木組合長、野島保護員、所会長協議会の会長、婦人会長等、識者等を委員に委嘱して慎重審議を重ねていただきまして、今回、その同部会の神代植物公園を視察させていただきまして、園長ほか専門の方の意見を聞く等、専門家の意見も十分取り入れられ、主として公啓的及び病害に強いこと、どんな環境にも植えられること、時期的についても植えられること、管理も栽培が容易にできること、価格が安いこと、できれば福

生に育ちます。心する植物であること、これらを基準として慎重審議を重ねていただきまして、結果、市の花といたしましてはセキセイ

トウカステ、クヌギの三種類を、それと市の花といたしましては

ツツジ、フクジュソウ、アジサイの三種類をそれぞれ候補とし、全員一致で選出いたしました。さらに緑化運動の中心となる市民の意見を反映させかつ市民意識の高揚をはかりますために、これを市民の投票にゆだねる一種類にしぼるということとで全員一致で委員会として決定いたしました次第でございます。

こうしてこれを市民投票にかりました結果、投票総数が千三百三票のうち市の花といたしましてはセキセイが六百八十八票、トウカステが六百六十八票、クヌギが六百六十八票、無効四票、なお市の花といたしましてはツツジが六百三票、フクジュソウ四百三十八票、アジサイ百七十一票、無効五票という結果が

出ました。けつさく市の花といたしましてはセキセイが第一、市の花といたしましてはツツジが第一に選出されました次第でございます。

これらの結果を取りまとめいただきました石川繁治審議会委員長をはじめ川崎清へ議員その他関係の皆さまに對して深甚な

る敬意を表する次第でございます。

以上のよう経過を経まして市民投票の結果に基づきここに本案のと
り福山市、市の花として七クセウを 福山市、市の花といたしまして
はツツジを採用いたすべき本案を提出した次第でございます。
よろしくご審議をいただきまして本案とおり可決あらんことをお
願いいたしまして、提案理由の説明を終らさせていただきます。

議長（米次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

○大審（高波忠心君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十八号については委員会
付託および討論を省略し、 原案とおり可決されることを望ま
す。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おわかりいたします。 以上高波忠心君から所

定の賛成者を得て、 本案は委員会付託および討論を省略し
原案とおり可決されたいとの動議が提出されましたが、 本動議
のとおり決することにご異議ありませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。 ようて議案第七十八号は
原案とおり可決いたしました。

議長（米次性男君） 日程第二議案第七十七号と日程第三議案第七
十八号については関連がありますので、 一括上程といたします。

日程第二議案第七十七号 福山市税賦課徴収条例の一部を改正する
条例

日程第三議案第七十八号 福山市都市計画税条例の一部を改正
する条例、 以上二件を一括して議題といたします。

議長（議長） 議案の朗読をいたします。

○十七番（岡本吉君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております二件については朗読を省略してい

ただきたいことをお願いたします。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長 (米次郎男君) おほかりいたします。ただいま開議員の朗読省

取の動議が提出されましたが、朗読を省略することに同意ありませ

(同意なしと呼ぶ者あり)

議長 (米次郎男君) 同意はと認めます。よって朗読は省略することに

決定いたしました。

議長 (米次郎男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

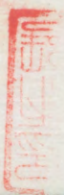
税務課長 田村忠雄君

(税務課長 田村忠雄君 登壇)

税務課長 (田村忠雄君) ご指名によりまして議案第百七十七号福生市税
賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し
あげます。

提案理由でございますが、ご承知のように市農地に対する課税につ
きまして昭和二十八年年度より税額を据え置きしてまいりますので、

福生市議会



と比較いたしましてかなり低いわけでございますが、これを市地との課税
の均衡をばかるべきであるということである。三月の国会にございまして地方
税法の一部が改正されたわけでございます。市街化区域農地に対
する固定資産税の改正規定が本年四月一日から施行されることとはな
ります。現在条例の附則が項だてになつておりますのを条だてに
整備することとはなしまして本条例の一部改正の必要が感じられ
ております。

条例の内容でございますが、前段は附則の整備の關係でござ
いまして、現在附則は年々の特例によりまして税目別になつて
いない部分がありまして上段の項だてを中段のように条だてになれ
まして、下段の見出しをふしてまじめなものとすることをあります。
表の次から十五条の二の予前までは条だてに取りまじめたための
条項の改正でございます。実質的な内容については変りはないま
せん。それから十五条の次に二と三が加わるわけでございますが、
これは市街化区域に対する四十七年度以降の固定資産税
の特例でございます。この十五条の二でございますが、これは市

園地の農地の坪当りの価額でございます。

二項の市街化区域農地平均価額と申しますのは四十七年一月一日現在の農地の価額の総額を農地の積を除いたものということですから、坪当りの平均価額ということでございます。

それから五条三の二項は四十七年一月一日以降に市街化区域の変更によりまして新たに市街化区域農地となった土地に対しては、二項の規定の適用があったものとみなして同様の取り扱いをいたしまして課税するんだという規定でございます。同じく五条三の二項は二項に規定いたします市街化区域農地の区分の変更の規定でございます。この表の変更でございますが、変更等により価額に著しい変動がある場合あるいは市町村の配置分合等が均衡を失うような場合には、これを変更することができるという規定でございます。

附則の二はいずれも施行期日および適用区分の規定でございます。次に議案第七十八号福生市都市計画画税条例の一部を改正する条例について説明を申しあげます。

提案理由といたしましてはやはり地方税法の改正によりまして、都市計

画税につきましても市街化区域農地に対する課税は固定資産税と同じ方法で行なうんだということで、来年の一月一日から施行されることに

ともないます。条例の一部を改正する必要が来たためであります。内容でございますが、五条の改正は納税義務者の規定ございまして、従来都市計画画税につきましても都市計画区域内

のうち調整区域に対しても課税していたわけでございますが、今回の

改正で都市計画画区域の市街化区域内にある土地、家屋の所有者に対しても課税するように法が改められたための改正でございます。

附則が五項中から四項の事前までですが、これは附則の三項を新しん設けるために項を一頂づつずらす規定でございます。

四項でございますが、これは市街化区域農地に対する四十七年度分以降の都市計画画税に関する特例でございますが、固定資産税の場合には課税標準は負担調整を用いて算出してまいります。都市計画画税につきましても負担調整措置が四十六年度で終るわけでございます。したがいまして四十七年度以降は評価額のもの

のが課税標準となるわけでございますので、この分を議しかえなという規定でございます。

附則につきましては、施行期日は一月日と適用区分でございます。

はなはだ難いのは説明で申しわけございませんが、よろしくご審議のうえご可決あらんことをお願いいたします。説明を終らせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（応答なし）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○千代香（高須忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七七号、七十八号については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま高須忠君から所定の賛

成者を得て、本案二件ともに総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よう議案第七七号、

七十八号は総務委員会に付託することを決定いたしました。

~~~~~

議長（末次性男君） 日程第四議案第七十九号福生市都市公園条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事議長より議案の朗読をいたします。

（朗読議事議長朗読）省略

議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本案につき提案理由の説明を求めます。建設課長古谷徳男君

（建設課長 古谷徳男君登壇）

○建設課長（古谷徳男君） ご指名をいただきまして議案第七十九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申しあげます。

議案の関係の公園条例の名称の中で都市公園を改めまして、

昨日訂正をお願い申しあげておりますが、昌頭にお知らせ申し上げます。提案理由にもございますように公園管理上改正する必要が生じたためでございます。この条例につきましても九月の定例会に付きまして可決され、十月一日から施行となっております。この別表の中で福生市大塚熊川六六の番地の熊川公園につきましても、宗教法人熊川神社の境内でございます。境内のいさへ管理運営につきましても、野口さんへ神社庁の指導監督のもとこれを管理しておられるわけでございます。

たまたま昭和三十七年に都市計画事業の施行にあたりまして熊川神社の境内を公園として利用させていたたいたわけでございますが、そのときに理事者側との協定等がございます。現在まで見ればまづけるわけでございます。本条例を提案する際に私も調査その地を確認しながらございまして、前回の定例会にご提案申しあげ、建設委員会等でも慎重にご審議をいたしたたいたわけでございます。神社側といたしましても市の公園といたしますと管理その他制約を及ぼすという事情がございます。熊川神社を公園

に利用するということは具体的に市の公園条例に適用することに非常に矛盾が生じてくるわけでございます。

そういうことでございます。市の公園の管理上別表のうち熊川公園を削除したいということをご提案申しあげた次第でございます。なお条例から削除をしましても市民の利用に際しては従前通り神社側で提供していただくという了解を得ておりますので、つけ加えてご了承のほどをお願いいたします。

以上簡単でございますが議案第七十九号に対する説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のうえご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（永次郎男君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

市九番（大野行夫君）ただいまの提案理由でござりまするものでございますが、こうした条例の提案については今後ありやうな問題について慎重に検討し、または調査をして提出していただきたいと思います。出してまたここで削るというようは、何かチチをゆを議会に説明すればす



ふようは考えはせめて、めんまでも調査研究のふで提出していただ  
きたいと思ひます。

議長（木次性男君） 以上で質疑を終ります。

○千代香（高波忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が七十九号については、委員会付託  
および討論を省略し原案とおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（木次性男君） おほりいたします。ただいま高波忠君から所定

の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を省略し原  
案とおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のと  
おり決することはいふ議案ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（木次性男君） ご異議なしと認めます。よつて議案が七十九号  
は原案とおり可決いたしました。

議長（木次性男君） 日程が五議案が八号昭和四十六年度福生市一般

会訂補正予算（第三号）を議題といたします。

議長（木次性男君） 議案の朗読をいたさせます。

（須崎議長議長朗読） 省略

議長（木次性男君） 朗読は終了しました。

議長（木次性男君） これより暫時休憩いたします。

午前十時三十分 休憩

午後一時 開議

議長（木次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので事務局長を以て報告いたさ  
せます。

（島田議会議務局長報告）

一、議案の訂正について（別添参照）

二、市議会議事説明員の兼任について（別添参照）

議長（木次性男君） これより会議を続行いたします。

議案ハ八号について提案理由の説明を求めます。企画調査  
室主幹主事国利君

(企画調査(主幹主事国利君登壇))

企画調査室主幹(主事国利君) 昭和三十六年度福生市一般会計補正  
予算案ハ八号について説明を申しあげます。

今回の補正予算の内容につきましては債務負担行為のみの補  
正でございます。補正内容いたしましたしましては市民体育館建設  
事業費の変更にもなっております。その理由といたしまして  
当初計画いたしました結果体育施設並びに利用状況等を再  
度詳細に検討いたしました結果、市民体育館として理想心  
的な構造、延床施設を戻すはかるべきが当然であると同時に、  
追加財源の見通しもつきましましたので計画の一部変更をいたした  
く補正をお願いする次第でございます。

予算書について説明を申しあげます。

ページは条文事項でございます。補正内容の各項目でございます。  
二ページにおきましては、今回の補正は期間につきましては変更あり

ません。限度額におきまして三億二千四百万円に変更いたしましたとい  
うものでございまして、内容的には三ページにございますが金額について  
はだいた申しあげました三億二千四百万円、年度についても同様で  
ございまして内訳において一部変更してまいります。財源の内訳  
けは支出金、地方債は当初の計画どおりでございます。一般  
財源のみが一億八千九百八十万円となります。今回の補正により  
まして二千四百万円の増額補正でございます。  
以上難しくは説明でございますが、よろしく慎重に審議のう  
えご可決あらんことをお願いいたします。

議長(永次郎男君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(永次郎男君) 以上で質疑を終ります。

○大審(高坂忠君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案ハ八号については委員会付  
託および討論を省略し、原案どおり可決されることを願います。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(木次慎男君) おほかりいたします。たゞいま高坂忠君の所定の賛成者を得て、本案は本委員会に託しおまじ議論を省略し、原案とおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご賛成ありませんか、

(「賛成なし」と呼ぶ者あり)

議長(木次慎男君) ご賛成なしと認めます。よつて議案本八号は原案とおり可決いたしました。

議長(木次慎男君) 日課九議案本八号昭和四十五年年度福祉市一般会計決算認定について議題といたします。

議長議長として議案の朗読をいたさせます。

(須崎議長議長朗読) 省略

議長(木次慎男君) 朗読は終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。収入役 橋本孝蔵君

(収入役 橋本孝蔵君 登壇)

収入役(橋本孝蔵君) ご指名によりまして議案本八号昭和四十五年年度福祉市一般会計決算認定についてご説明を申しあげます。まず冒頭に私どもの所をざらで印刷の訂正多く出ましたことを深くおわび申しあげます。

ご承知のように昭和四十五年度は所が市に飛躍した九年度でありまして、その意味から本件は意義深いものがあります。また市制施行と同時に行政事務の拡大とともに福祉事務所の設置あるいは民生課の独立、教育委員会事務局の強化整備が行なわれました。市民福祉により高度の態勢を整えたわけでございます。町制最後の年であつた前年度決算に比較いたしますと昭和四十五年度は一般会計で四億五千三百五十二万五千円で、約三億二千万円の増となっておりますが、人口一人当たりいたしましたすと前年度二万九千六百円に對しまして四万五千円は三万七千七百円と大きな伸びを示しております。この四万五千円度における人口増加はわずか四百人、一・一%の伸びにすぎ